

東かがわ市告示第**3**号

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月**4**日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する告示

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成15年東かがわ市告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）</u>第167条の11第2項の規定に基づき、東かがわ市の発注する建設工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法を定めるものとする。</p> <p>(資格審査)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の資格審査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けた者のうち、同法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（建設工事入札参加資格審査申請をする日（以下「申請日」という。）の直前<u>の8月31日</u>以前1年以内の期間に含まれる日を審査基準日とするものに限る。）を受け、建設工事入札参加資格審査申請をした者に対して、これを行う。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、東かがわ市の発注する建設工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法を定めるものとする。</p> <p>(資格審査)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の資格審査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けた者のうち、同法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（建設工事入札参加資格審査申請をする日（以下「申請日」という。）の直前<u>9月30日（この日と申請日との間に3月31日がある場合にあっては3月31日）</u>以前1年以内の期間に含まれる日を審査基準日とするものに限る。）を受け、建設工事入札参加資格審査申請をした者に対して、これを行う。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は、令和6年1月**4**日から施行する。